

鹿島港北公共埠頭地区における津波対策について

茨城県鹿島港湾事務所

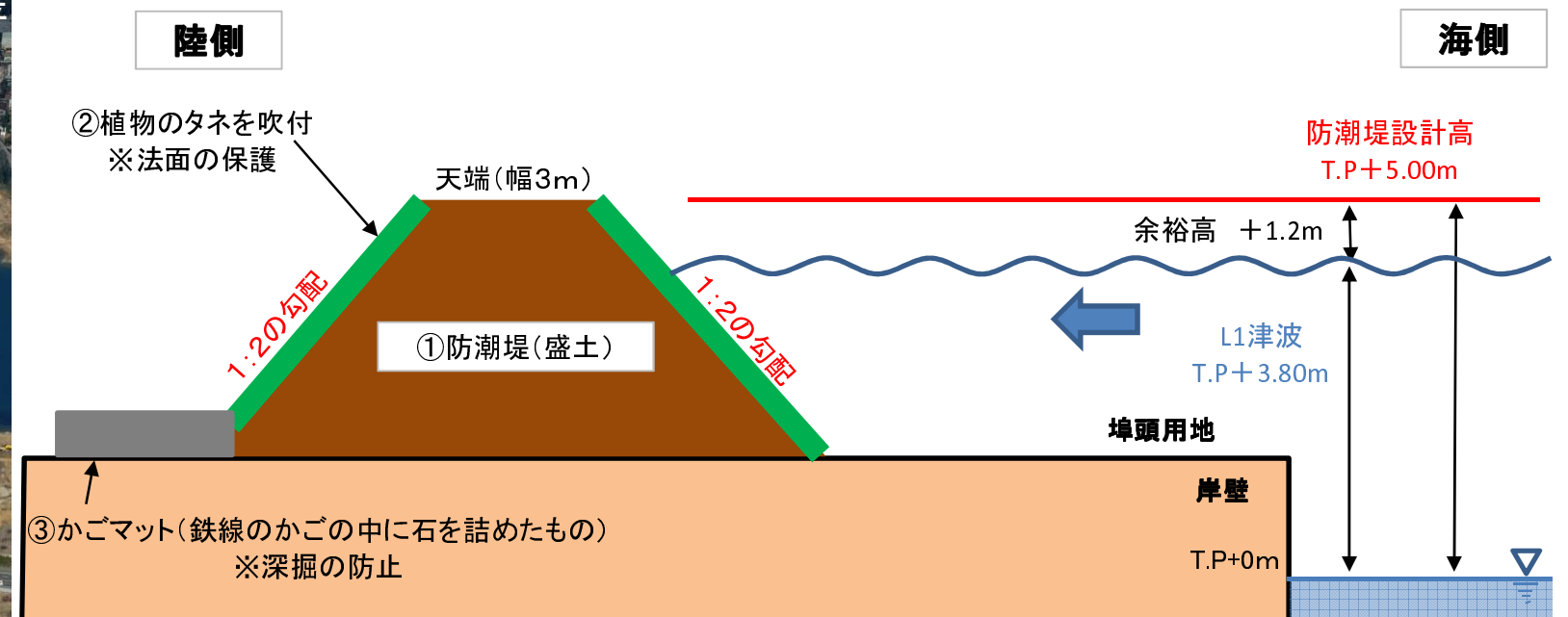
防護ライン(施設の設置位置)の設定

- 人命・財産の防護を目的に、岸壁や背後の荷捌き地の一体的な利用を考慮し、防潮堤を埠頭用地の外縁部へ配置。



防潮堤の構造

本体：土堤(盛土) ※十分な締固め管理のもと施工。
法面：風雨による法崩れから防潮堤の崩壊を防止するため、植物のタネを吹き付け、法面の保護を図る。
法尻：万一津波が防潮堤を超えた際の法尻の深掘を防ぎ、防潮堤の崩壊を防止するため、かごマットを設置する。
天端：維持管理用として防潮堤の天端幅を3m確保する。



①防潮堤完成



②植物のタネを吹付 ※法面の保護



③かごマット(鉄線のかごの中に石を詰めたもの) ※深掘の防止



津波対策の考え方

比較的頻度の高い津波(L1津波)

- 津波レベル
発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(数十年から百数十年の頻度)
- 基本的考え方
人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、防護施設等を整備

最大クラスの津波(L2津波)

- 津波レベル
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
- 基本的考え方
住民等の生命を守ることかを最優先とし、住民の避難を軸にとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく
(茨城県沿岸津波対策検討委員会より)